

墨田区名誉区民条例

平成2年6月30日

条例第18号

（目的）

第1条 この条例は、社会・文化の興隆に功績のあった者に対し、その事績をたたえとともに、区民の敬愛の対象として顕彰し、もって平和福祉都市づくりに資することを目的とする。

（称号を贈る条件）

第2条 区長は、公共の福祉を増進し、又は学術・技芸等の進展に寄与した者であって、その功績が卓絶し、広く区民の尊敬を受けるとともに、墨田区の名を高めたものに対し、墨田区名誉区民(以下「名誉区民」という。)の称号を贈ることができる。

（選定）

第3条 名誉区民は、区長が区議会の同意を得て選定する。

2 区長は、前項の規定により区議会の同意を求めるに当たっては、墨田区名誉区民選定委員会の意見を聴かなければならない。

（顕彰）

第4条 区長は、名誉区民を選定したときは、その者に名誉区民の称号及び記念品を贈るとともに、その事績を公表する。

（称号の取消し）

第5条 区長は、名誉区民が著しくその名誉を失い、区民の尊敬を受けなくなったと認めるときは、区議会の同意を得て、名誉区民の称号を取り消すことができる。

（選定委員会）

第6条 名誉区民の選定を適正に行うため、区長の附属機関として墨田区名誉区民選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、区長の諮問に応じ、名誉区民に関する事項を審議し、答申する。

3 委員会は、区長が委嘱し、又は任命する委員14人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、区長から諮問のあった事項についての審議が終了したときまでとする。

5 前各項に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、区長が定める。

（特別名誉区民）

第7条 区長は、第2条に定める者のほか、親善その他の目的で区の賓客として来訪した外国人に対し、特に名誉区民の称号を贈ることができる。この場合においては、第3条の規定は適用しない。

（委任）

第8条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

墨田区名誉区民条例施行規則

平成3年10月1日
規則第48号

(趣旨)

第1条 この規則は、墨田区名誉区民条例(平成2年墨田区条例第18号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(顕彰の方法)

第2条 条例第4条に規定する墨田区名誉区民の顕彰は、名誉区民称号記及び記念品として名誉区民記章を授与することにより行う。

(選定委員会)

第3条 条例第6条に規定する墨田区名誉区民選定委員会(以下「委員会」という。)の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験者及び有識者 11名以内
- (2) 区の職員 3名以内
- 2 委員会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 委員会の庶務は、企画経営室において処理する。

(制式)

第4条 名誉区民称号記は、別記のとおりとする。

2 名誉区民記章は、別図のとおりとする。

(補則)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成21年12月10日規則第71号)

この規則は、平成21年12月11日から施行する。

付 則(令和元年6月28日規則第5号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

付 則(令和6年3月28日規則第26号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別記

名誉区民称号記・名誉区民記章は省略